

「2019女子ハンドボール世界選手権大会」テレビ番組制作及び 放送実施等業務委託仕様書

1 業務名

「2019女子ハンドボール世界選手権大会」テレビ番組制作及び放送実施等業務

2 委託期間 契約締結の日から令和2年（2020年）1月31日まで

3 業務の目的

熊本県内で開催する「2019女子ハンドボール世界選手権大会」について、OCが保有する国内放映権（別添契約書（抄）参照）により、テレビ番組を制作し、放送することにより、より多くの方にハンドボールの試合を視聴する機会を提供する。

4 業務の内容

- ・開会式、予選ラウンドの日本戦全5試合及び準決勝戦2試合、決勝戦1試合の全国ライブ（一部録画も可）による全国放送（過半数以上の都道府県へ放映される地上波又は衛星放送。以下同じ）
（2019女子ハンドボール世界選手権大会の放映権者である、ラガールデールスポーツ社が制作した放映用映像に現地又はスタジオで実況解説を付け制作。以下同じ）
- ・メインラウンド又はプレジデントカップの日本戦の全国放送
- ・開会式、日本戦及び準決勝、決勝の熊本地上波放送実現に向けた放送局との協議及び映像提供
- ・OCが作成する記録映像の素材提供
- ・テレビ放映に関するOCへの支援
- ・大会等のPR（CM）
- ・国内報道機関への映像の提供と管理
- ・その他OCが保有する国内放映権の管理運用等
- ・その他受託者が提案する事項

5 番組制作の概要

「2019女子ハンドボール世界選手権大会」テレビ番組制作及び放送実施等業務

(1) 委託制作対象試合等：

テレビ放送（有料放送も可）：開会式、予選ラウンドの日本戦5試合、メインラウンド又はプレジデントカップのうち日本戦、ファイナルラウンド3試合（別添 マッチスケジュール参照）

- | | |
|------------|------------------------------|
| ①開会式 | （会場：パークドーム熊本 日程：2019年11月30日） |
| ②予選ラウンド日本戦 | （会場：パークドーム熊本 日程：2019年11月30日） |
| | （会場：パークドーム熊本 日程：2019年12月2日） |

- | | | |
|------------|--------------|-------------------------|
| | (会場：パークドーム熊本 | 日程：2019年12月 3日) |
| | (会場：パークドーム熊本 | 日程：2019年12月 5日) |
| | (会場：パークドーム熊本 | 日程：2019年12月 6日) |
| ③メインラウンド | (会場：パークドーム熊本 | 日程：2018年12月 8日～
11日) |
| ④プレジデントカップ | (会場：未定 | 日程：2018年12月8日～
9日) |
| ⑤準決勝 | (会場：パークドーム熊本 | 日程 2019年12月13日) |
| ⑥決勝戦 | (会場：パークドーム熊本 | 日程 2019年12月15日) |
- (2) 放送・配信地域：日本国内、熊本県内
- (3) 放送媒体：地上波、BS放送、CS放送、有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いたテレビジョン放送を指し、IPマルチキャスト放送を含む）なお、業務施設配信を含む。
- (4) 形式：各試合のライブ放送・配信、又は録画放送・配信
- (5) 県内地上波の放映番組に関する電波料については、実現した放送枠に基づき積算し、委託費用に加算

6 成果品の納品

- (1) 業務実績報告書
- (2) 「2019女子ハンドボール世界選手権大会」試合終了後1週間以内に、制作した番組を収録したDVD3本を熊本国際スポーツ大会推進事務局に納品する。

7 映像の使用

委託者は、受託者に対し、委託者及び競技の普及のためのパブリシティ目的に反しない限りにおいて、クリーン映像又は制作した映像を次に掲げる方法で使用することを許諾する。

- ・地上放送及びBS/CS波衛星放送における、5(1)の委託制作対象試合に関連した番組又は委託者の活動若しくは競技を紹介する番組又はニュース番組において使用すること。
 - ・受託者の管理、運営するインターネット上のウェブページにおいて配信等すること。
- (1) 受託者がクリーン映像又は制作した映像を使用する場合、事前に委託者に通知するものとする。
- (2) 受託者がクリーン映像又は制作した映像を使用したことにより対価を取得した場合、その取扱いについては委託者及び受託者が協議して決する。
- (3) 委託者は、受託者によるクリーン映像又は制作した映像の使用が、その方法又はないし態様において不適切だと合理的に判断される場合、これを中止又は変更することを申入れることができる。この場合、受託者は、速やかに使用を中止又は変更しなければならない。

8 その他

- (1) 業務の詳細な実施内容については、別途協議するものとする。
- (2) 本仕様書は、業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するため必要な事項はすべて実施するとともに、従事者に周知徹底し、業務の遂行に当たらなければならない。